成績不振者の基準について
（平成２７年度入学者以降適用）

（平成２７年　３月１１日　教授会承認
平成２７年　４月　１日　施行
平成２８年１０月２６日　改正
平成２９年　４月　１日　施行）

以下に該当する者を成績不振者とし，進級判定・卒業認定制度２の⑥の（３），及び３の②の（３）に基づき，教授会において総合的に審議する対象として取り扱う。

学年	総ユニット	欠点科目ユニット
1	４２	５以上
2	６４	８以上
3	３７	６以上
4	４８	５以上
5	５７	６以上
6	７４	７以上

なお，下記科目の欠点及び条件が満たされない場合は，欠点科目ユニット数にかかわらず，成績不振者として審議対象とする。

記

学年	科目及び条件
1	基礎医学（解剖学Ⅰ（含実習），人体機能学，生化学Ⅰ（含実習）のいずれか）
6	「OSCE」 「学力統一試験」 ※「一般問題」「臨床問題」「必修問題」のいずれかが，６０点未満

以　上